

新 旧 対 照 表

新

高知県立特別支援学校学則(抜粋)

第3章 教育課程等

(教育課程)

第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月文部科学省告示第73号)及び特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年2月文部科学省告示第14号)に定めるところにより校長が編成するものとする。

2 略

旧

高知県立特別支援学校学則(抜粋)

第3章 教育課程等

(教育課程)

第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領(平成29年4月文部科学省告示第72号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月文部科学省告示第73号)及び特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37号)に定めるところにより校長が編成するものとする。

2 略